

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年8月4日 10時55分ごろ
発生場所	福岡県糸島市福浦沖 筑前一ノ瀬灯標から真方位087°820m付近 (概位 北緯33°34.1′ 東経130°05.8′)
事故の概要	水上オートバイ五五七丸は、遊走中、浮遊していた浮体に衝突し、浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 五五七丸、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	292-51478佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	軽傷 2人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約3m/s 海象：潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊走中、搭乗者2人（以下「搭乗者A」及び「搭乗者B」という。）が乗っているビックマーブル型の浮体（以下「本件浮体」という。）に衝突した。 本件浮体は、別の水上オートバイにえい航されていたが、衝突直前にえい航索が外れて浮遊していた。 搭乗者Aは、頸部打撲を負い、また、搭乗者Bは、右側側頭部の裂傷を負った。 船長は、救命胴衣を着用していた。 搭乗者A及び搭乗者Bの救命胴衣の着用状況は、不明であった。
分析	本船は、遊走中、本件浮体と衝突したことにより、搭乗者A及び搭乗者Bが負傷したものと考えられるが、船長、搭乗者A及び搭乗者Bから情報が得られなかったことから、負傷した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、遊走中、本件浮体と衝突したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの操船者は、他船や浮体等を安全に避けることができる船間距離を確保すること。